

速記録

平成一一年七月三〇日

第一五回 口頭弁論

事件番号：平成八年（ワ）第一〇号

原告本人氏名：外川 正

原告代理人（山中）

速記録末尾添付の原告本人名義の「経歴書」と題する書面を示す。

ここには、あなたの経歴、それから所属学会、ページをめくって著作論文が書いてありますね。

はい。

このとおりですね。

はい、このとおりです。

経歴ののところを見ると、結局、歯科医学の何を専攻されたということになりますか。

補綴学です。

補綴というのは、どういう分野を専門にやるのでしょうか。

主にというか、入れ歯とか冠をかぶせる、そういうのを中心に研究する学問です。

ただし、開業して経営なさっている医院は、一般歯科ですね。

はい、そのとおりです。

それから学会に所属をされておられますが、指導医というのは、どんな御立場の方を言うんですか。

学会が指定するもので、認定医の更に上の資格というんでしょうか、そういうものです。

日本補綴歯科学会の指導医は、岩千県内には何人おられますか。

開業医では、恐らく二、三人だと思います。

もう一つ別の臨床歯内療法学会ですが、認定医指導医とありますが、これはどういう資格でしょうか。

やはり同じように学会が指定するもので、認定医の更に上の資格です。

甲第六号証を示す

吉田真喜子さんのカルテを見ますと、最初に外川歯科を訪れた日が分かるんですが、いつでしょうか。

平成五年十一月六日です。

そのときの患者の主訴は何でしたか。

左の下の奥歯なんですけれども、食事のとき痛むことがあるという主訴です。

初めての患者さんですか。

初めての患者さんです。

そういうこともあって、検査をし症状を確認し治療に入る、こういうことですね。

はい、そうです。

適応検査をいたしましたね。

はい。

いつですか。

十一月六日、来院した日です。

日付を追ったカルテの記載に、十一月六日のところに、適応検査を行った旨の記載がありますね。

はい。

そして、カルテの二枚目には、その結果が書いてあるわけでしょう。

はい、そうです。

適応検査というのは、どんなことをするものですか。

主に、盲嚢の一点法の測定と、あと、視診によって歯茎の色とか腫脹の度合い等を検査します。

この患者さんの場合には、適応検査の結果、どういうことが分かったんです。

全体的に歯周疾患がありました。決して重症ではないんですけども、軽度の炎症があるというふうに判断しました。

二枚目の記載は、それが分かるように書いてあるわけですか。

はい、そうです。

その後、精密検査というのを行ってますね。

はい。

これは、何日ですか。

これは、十一月の二〇日です。

どんな検査を、何のために行うんですか。

これは、目的は、治療計画書を作成するために行う検査で、盲嚢を三点法以上、更に詳しく測定していきます。そのほか、歯茎の状態を視診触診により検査していきます。

検査の結果、どういう事実が分かったんですか。

全体的にプラークが大分取れているようになって、一部、発赤が少なくなっております。あとは、やはり、最初の状態と、経過が、まだ二週間くらいしかたってませんので、その他はほとんど同じというところです。

この段階でも、既に治療は行っているんですか。

はい、歯ブラシ指導とか、簡単な除石は行っております。

適応検査、精密検査の後に、あなたがこの患者さんの治療のためにやった大きなことは何ですか。

検査の後ですね、主に歯ブラシ指導、それから左下の四番、五番の神経を取っております。あと抜歯もしております。

治療計画を立てたでしょう。

はい。

いつです。

十一月二〇日です。

これは、カルテの三枚目に計画書が書いてありますね。

はい。

どんな計画を立てたんですか。記載を見ながらおっしゃってください。

まず、全体の歯茎に対して、歯石、除石を行います。それから、左右の七番、八番を抜歯を予定しております。それから、左右の六番、下顎の六番と、上顎前歯一番、二番、左右の一番二番ですけども、根管治療を行います。最終的に冠をかぶせる予定にしております。

除石というのは、記載がありますね。

はい。

除石は何のために行う治療で、どういう経緯で治療が行われるんですか。

除石は、歯周疾患の治療のために、それを治すために行います。経過は、まず検査を

行って、どういう程度の歯周疾患かを判断します。それに基づいて歯ブラシ指導を行います。歯ブラシ指導の後、更に除石をしまして、除石の結果を歯周組織検査を行って、その状態を判断していきます。もし、検査の結果、更に除石が必要な場合は再び除石を行い、そして更に検査をしていくというふうに、最終的には、症状がなくなりましたらメンテナンスに移行して、それで治療が終了ということになります。

メンテナンスというのは、どんな中身のものですか。

その歯茎の状態を維持させるための方法でして、検査をしたり、触診、視診をしたり、そして歯ブラシ指導をしたり、患者さん自身が取れにくい歯石、汚れは、実際にこちらで取ってあげるとか、そういうような処置が含まれております。

抜歯というの、計画表に記載があるんですね。

はい、あります。

RCT という記載がありますね。

はい。

これは何ですか。

これは、根管治療のことです。

これは、どういう疾病、疾患に対して、どういう治療を行うんですか。

これは、根の中が感染している状態の歯に対して行う治療でして、治療としては、もし冠がかぶっている場合は、冠を外していかなければなりません。冠を外した後に、感染している歯質を除去します。感染した歯質を除去した後、歯質を消毒します。更に根尖部の周囲組織の炎症起こっているわけなんですけれども、その炎症を押さえるための処置を行い、根の中を人工物で埋めてしまいます。埋めた後に、メタルコアと言って、金属の土台をその中に立てます。そして、更にその上に最終的な冠をかぶせる形を取って冠をかぶせ、最終的にはメンテナンスを行うというような経過になります。

この患者さんの場合は、最終的な治療は何だったのですか。

RCT のでしょうか。

はい。

最終的には冠をかぶせてメンテナンスをするというところまでが、最終的なものです。

それで、どんな治療でも計画を立ててやるんでしょうが、特に計画書を作成して行うというのは、どういう場合、どういう心掛けで治療にあたっている場合のことですか。

そうですね、やはり、たくさん治療しなければならないところがあって、そういうものをきちんと整理して、できるだけ能率的に、期間も短く、患者さんのためということで計画書を立てます。

あなたの場合は、計画書を用いて、計画を立てて治療するのが普通ですか。

そうです。普通です。

また、それは、歯科の治療において推奨されていることですね。

ええ、そうです。

それで計画書を立てたわけですがけれども、これに基づいて、早速に進行した治療はどういうことですか。

計画書ができてからですね。

ええ。

まず、左下の奥歯を抜歯しました。同時に、左の下の奥歯の手前のほうの奥歯ですがけれども、その除石を行いました。

計画に従って、そのように始めた治療を進行させるおつもりでおったんでしょう。

はい。

ところが、この患者さんは、翌年の六月七日まで治療に通ってきておったんですね。

はい。

その後は、しばらく間が空きましたね。

はい。

それまでの治療の概要、六月七日までの概要は、どんなものでしょうか。

最初、全体的に通して歯槽膿漏の除石の治療をやったんですけれども、そのほかに、抜歯する予定の歯は全部抜歯しました。それから、下の左右の六番の根管治療、それから奥歯の冠をかぶせる治療等を行っております。それから予定にはないんですけれども、右の上の糸切り歯三番、四番ですね、ここが途中で歯茎が腫れてきまして、ここの治療も追加して行いました。それから、あと右の上のブリッジも入れております。

その後、間をおいて、またおいでになったのは七年の四月一七日ですか。

はい、そうです。

どうして、その間あいたんでしょうか。

これは、患者さんの都合というか、約束はしてたんですけれども、患者さん、来なくなってしまったということです。

患者さんのおうちの事情があったように思われますね。

そうです。

平成七年四月一七日に、またおいでになったんですね。

はい。

このときには、どういう訴えを最初なさいました。

このときは、当初、前歯の根の治療の予定をしてたんですけれども、恐らく、前歯の治療をするにあたって冠を外さなければなりませんので、それを、ちょっと外す都合が付かなかったんだと思います。それで、前歯の治療を希望して四月一七日に来ました。

間があいたことにより、更に検査をすとか、そういうことをやりましたか。

はい。

どんなことをやりました。

間は一〇か月空いたんですけれども、歯槽膿漏の治療は継続しておりますので、そのまま再評価検査を行い、レントゲン写真を撮りました。

現状を確認をされたわけですね。

はい、そうです。

再評価検査をした段階で、治療方針は、今後、どのように進めるということになったんでしょうか。

当初の予定どおり、前歯四本、左右、一、二、一、二ですけれども、その冠を外して根の治療をして、最終的には冠をかぶせるという治療方針で、進めることにしました。

四月一七日以降、どのように治療を進めましたか。六月六日ころまでの経緯を、概要を言ってください。

まず四月一八日、左上の二番、冠を外しまして、根管治療を行いました。根管治療の際中ですので、暫間被覆冠は入れることができなくて、そのまま治療を継続していきます。二五日に、仮にその歯を詰めまして、すぐ隣の一番の冠を外して根管治療を行いました。二七日に、右上、一番、二番の冠を外して、根管治療を行っております。

四月二五日と二七日と、二回にわたって、もちろん別々の歯のことですが、古い冠を外したんですね。

はい、そうです。

何のために外したんですか。

根管治療を行うためです。

根管治療が必要だというのは、どういうことからの判断でした。

レントゲン写真で、根の中が感染してる、汚れている状態が前もって分かっておりました。

それで冠を除去したら、どういう状態が表れてきたんですか。

根管の中は感染状態でした。それから、歯茎ですけれども、元々入っていた冠が歯にきちんと合ってなかったものですから、その部分に汚れが入って行って、歯肉が炎症起こして、出血しやすい状態でした。

冠を外したら、その部分を、また修復しなければなりませんね。

はい。

どういうことをやることになるのでしょうか。

まず、感染歯質を除去して、消毒をして、詰めて、そしてかぶせる、メタルコアとか、かぶせる治療に入っていきます。

そのとおり、どんどん進められる状況でしたか。

根の先の病気が相当重症でしたので、カルテでもわかりますように、何回か根の治療を繰り返し、そして、更に、一気に詰めることはできなくて、ビタペックスの材料で、一か月ほど様子を見てから詰めるという、ちょっと普通の根の治療よりも、ちょっと複雑な治療に入りました。

更に最終的な治療に入る前に、歯肉の状態が改善されなければならないですね。

そうです。

今すぐ最終治療に入るということは、難しい状態だったんでしょう。

そうです。

発赤とか炎症とか、あるいは血がにじみ出るとか、そういうことがあったんですね。

はい。

五月二四日には、左上二番の歯について、どういう治療を行いましたか。

左上二番の根の治療を、終了することができました。

カルテの五月二四日の記載を見ますと、「歯周治療用装置、ヒフク冠」と、こうありますね。

はい。

これは、どういう状況判断のもとに、何を目的として、歯周治療用装置を装着したんですか。

これは、歯肉が炎症が残ってて、発赤があって、出血しやすい状態でした。この時点で、根管治療がすべて終わりましたので、相当きちんとした歯周治療用装置、要するに、歯にぴったり密着することができる、歯周治療用装置を装着できる段階に入りましたので、装着しました。目的は、咬合の回復、あるいは歯ブラシの効果を高めるとか、あとは歯根膜の廃用性萎縮を防止する、それらの目的で装着することができました。

この左上二番については、その後、どういう経過で、どういう最終治療を行いましたか。

これは、メタルコアを装着し、最終的には冠をかぶせる治療にいきました。硬質レジン前装冠を装着したんですね。

はい、そうです。

歯周治療用装置は、いつ外しましたか。

外したのは、六月一三日のメタルコアをセットするときに外しました。

メタルコアというのは何ですか。

金属の土台です。

金属の土台を装着して、その先、何をするという前提になるんですか。

この装着をして、しばらく歯茎の様子を見る場合もありますけれども、状態がよければ、すぐ、硬質レジン前装冠の印象を採ります。

この左上の二番の最終治療は、硬質レジン前装冠の装着ですよ。

はい、そうです。

この最終治療に入る一番最初の段階は、この前装冠の印象を採得することですね。

はい、そうです。

これは、いつ行われたんですか。

六月一三日です。

印象を採得するほか、その歯が前装冠を装着するに適するように、削ったり細工をしましょう。

はい。

これは、いつ行われましたか。

それも六月一三日に行いました。

歯周治療用装置は外して、今のようなことを行いますよね。

はい。

その後、更に暫間被覆冠をセットしましたね。

はい。

これは、前のものを、歯周治療用装置を引き続き使えないのはなぜですか。

それは、根の最初の歯周治療用装置は、根の中に差し込むタイプになります。メタルコアを装着しますと、逆にメタルコアにかぶせるような形の装置になりますので、全く形が違うものですので、使えません。

六月一三日には、左上二番については、もう歯肉の改善があつて、最終治療に着手してもいいと、こういう判断をしたんでしょう。

はい、そうです。

これは、一三日、どんな状況があつたんですか。

やはり、いい状態でした。

検査をしましたか。

ええ、やりました。

どんなやり方で検査をして、どういうことが確認できたんですか。

歯周探針を用いまして、根面を擦過したり、あるいは粘膜、ポケットの部分などをぞつて出血があるかないかを見たり、あるいは視診によって発赤があるかないか、それらの状況を見ました。

歯肉の状態は改善されておつた、こういう判断ですね。

はい、そうです。

最終補綴と言つていいんですか、前装冠を装着すること。

はい。

最終補綴に入ってもよかろうというふうに、判断したんですね。

そうです。

その後の被覆冠は、何のためのものなんですか。

それは、最終補綴物を入れるまでの間、何日か患者さんに待っていたがなきゃならないんですけども、その間、見ために、もちろんよくないというものもありますし、それから、その間、歯茎に対する悪影響、あるいは廃用性萎縮を防ぐというような目的があります。

この患者さんのカルテの六月六日のところを見ますと、歯周治療用装置を装着したということが書いてありますね。

はい。

これは、どの歯に装着をしたんですか。

これは、右上一番、二番と左上の一番、三歯に行いました。

この段階で、あなたとすれば、歯周治療目的として暫間被覆冠をセットしたんですね。

はい、そうです。

そういう処置が必要だと判断した理由は、何ですか。

まず、歯肉が、完全に、印象するほどよくなっていないということと、ほぼいい状態で装置を入れることができる状態になった、というふうに判断しました。

この歯周治療用装置をセットした目的ですね、さっき、左上二番について言いましたけど、重複しても結構ですから、九月六日のセットの目的は何ですか。

目的は、歯肉の炎症状態をなくすために、咬合の回復と歯ブラシの効果を高めるため、あるいは歯根膜の廃用性萎縮を防止する、それらの目的のために装着しました。

歯肉の状況の軽減、改善を目的としたものなんですね。

はい、そうです。

すぐ最終補綴に着手できないのは、なぜですか。

それは、歯肉からの出血があると、印象が、なかなかきれいに採れないというのが主です。

その後、六月一二日には、どんな処置を行いました。

これは、たまたま仮歯が取れて患者さんが来られて、それを付けてあげたということです。そのときに歯茎をちょっと見ましたら、汚れているところがあったので、超音波スクレーパーで洗ってあげたというような処置です。あと薬を付けました。

六月一三日の状況は、先ほど言った左上二番と同じ検査、確認を行ったんですね。

はい、そうです。

右上一番、二番、左上一番についても、最終段階に入ってもよろしいという判断に立ったわけですか。

はい、そうです。

その結果行ったことは、どういうことなんです。

メタルコアを装着して、最終的な冠の印象を採りました。プレパレーションして印象を行いました。

プレパレーションというのは、どんなことをするんですか。

歯を削ったりあるいは研磨したり、かぶせるのに適切な型を整えるということです。硬質レジン前装冠を最終的に装着をするために、患者さんの歯の形を整えるんですね。

はい、そうです。

で、歯周治療用装置は外したままにして、新たに暫間被覆冠を装着した、こういうことになりますか。

はい。

そして、この暫間被覆冠についても、先ほどの左上二番と同様な効果を期待して、最終補綴の前段階として、着手後の暫間被覆冠の装着と、こういうことになるんですね。

はい、そうです。

次の患者さんに移ります。

甲第七号証を示す

阿部さんですが、阿部さんが、あなたのところを初めて訪ねてきたのは、いつですか。

平成六年一二月七日です。

そのときの主訴は何ですか。

左上の奥歯の詰めものが脱離しまして、それが気になるという主訴です。それで、早速に、どういう処置を行いました。

まず、レントゲン写真を撮って、適応検査を行いました。

適応検査を行ったのは、いつでしょう。

一二月七日です。

適応検査の結果は、どういう状況が認識できたんでしょうか。

プラークは、そんなに多くは付いてなかったんですけども、前歯が、歯肉の発赤と腫張が認められました。それは上下です。それからポケットは浅かったんですけども、歯の動揺が、強くはないんですけども幾らか見えるのがあったと。

精密検査も行いましたか。

はい、行いました。

いつ行いました。

一二月一九日です。

その結果は、どういうことが判明したんですか。

やはり、軽度の歯周疾患が全体的にあるということと、あとは、前歯の上下ですけども、そこが歯肉の発赤、腫張があるということです。

精密検査まで行って、治療計画を立てましたね。

はい。

カルテ三枚目に治療計画書の欄があって、そこに記載がありますね。

はい。

この間の治療は、どんなことだったんですか。計画書を立てるまでの間は、どんな治療を行いました。

主訴の部分の応急処置と、あと、簡単な除石、歯ブラシ指導を行いました。

治療計画書に盛られている中身は、どんなものですか。

まず、全体的に除石を行います。それから、左下の三番、四番を根管治療を行って冠をかぶせる。五、六、七、ブリッジですけども、これは作り直します。右下の四番が、インレーを装着する予定です。五、六、七、ブリッジを作り直して、右下八番のクランを作り直します。

除石については、吉田さんについて述べたと同じような治療経過を予想してるんですね。

はい、そうです。

ほかのものについては、どんな内容、治療経過を考えているんですか。

ブリッジの・・・。

そうですね。ブリッジに重点をおいて話をしてください。

まず、元々入っている不適合のブリッジを除去しなければなりません。除去したら、それを支えている歯が虫歯がありますので、その虫歯部分を除去します。虫歯を除去した歯面を消毒し、その部分を人工物で補てんします。そして、もちろん歯槽膿漏の治療と並行させていくわけですけども、その前に歯周治療用装置を試着する必要があります。そして歯肉がよい状態になったところで、ブリッジの印象をして、最終的にブリッジを装着します。

この患者さんについて、平成七年の六月ころまでには、どんな治療を継続しておりましたか。

平成七年の六月ころまで行った、治療の内容ですね。

はい。

まず右の下の虫歯の治療です。それから、左の下の根管治療、三番、四番、五番の根

管治療を行うし、冠をかぶせております、左下のブリッジを作り直しております。それから右下のブリッジを外して、作り直しております。その間、根管治療も入っております。それから、前歯の根管治療を行って、かぶせ直しています。それから左上の三番、四番の神経を取って、かぶせております。それから、左の奥歯も虫歯の治療をしております。

大体そんなものですか。

はい。

(以上 新田弘子)

それで、平成七年に入って、六月、七月ごろの治療は、どういう場所に、どういうふうに発展さしていったのですか。

七月に入りまして、まず、右上の四、五、六のブリッジを切断しております。

右上三番の冠を除去したのはいつですか。

冠を外したのは六月一四日です。

それから、右上四、五、六に治療ができたのは、いつごろからですか。

それは七月四日ですね。

どういうことをしました。

まずブリッジのダミーの部分を切断しました。そして、六番の冠を除去して、生きてる歯ですので、虫歯の部分を取って、歯周治療用装置を装着しました。その装着はいつですか。

七月四日です。

六月二三日にも歯周治療用装置を装着したというカルテ記載があるんですが、これはどの部分を指しますか。

六月二三日ですね、右上の三番です。

その場所は、患部がどんな状況を示しておって、何のためにこの装置を施したんです。

ここは、歯茎が発赤し、血がにじんでいるような状態でした。これを治すために歯周治療用装置を装着しました。

装着をしまして、歯ブラシ指導などもしながら、改善を待ったわけですね。

はい、そうです。

改善がされましたか。

はい、しました。

改善された後、この右上の三番は、最終的にはどんな治療で終わったんです。

硬質レジン前装冠を装着しました。

その前装冠の印象採得とか、あるいは歯を削ったりして、装着できるように調整するという前段階があったわけですね。

はい。

そのときには、歯周治療用装置を外して、最終補綴に向けた暫間被覆冠を取り付けた、そういうことになりますね。

はい、そうです。

七月四日に戻りまして、右上四、五、六のブリッジを除去したんですね。

はい。

歯肉の状態はあまり良くなかったわけですね。

はい、そうです。

その日に、右上六番の歯周治療用装置を装着したんですか。

はい、そうです。

その目的については、今まで、歯周治療用装置についてあなたが述べたと同じことでしょうか。

はい、そのとおりです。

それで、右上六番は今のような処置をしたとして、四番、五番についてはどういう経過ですか。

四番については、同じ日、七月四日ですけれども、根管治療を行いました。そのときは一日で根管治療を終えることができました。それから、五番は歯がないところなんですけれども、そこにやはり炎症起こってました。それで、消毒をして、歯茎の炎症を抑える処置をしました。

暫間被覆冠、歯周治療用装置を装着したんですね。

はい、そうです。

これは、目的、効果は、右上六番と右上四番、五番は、同じことを期待をしてるんですか。

ええ、そうです。

その後、歯肉の状態が改善されたことを確認したのはいつですか。

最終的に確認したのは七月一九日です。

どういう方法で確認したんですか。

やはり、歯周探針を用いまして、根面を擦過したり、補綴冠の中をなぞったりして、根面については凹凸があるかないか、歯肉については出血しやすいかどうかを確認しました。その結果はどういうことだったんです。

印象を採るに十分耐えられると、いい状態と判断しました。

印象を採るというのは、何の印象を採るということですか。

三番については硬質レジン前装冠、四、五、六についてはブリッジの印象です。

更にその日行った処置は何ですか。

右上七番の五分の四冠のプレパレーションと印象を行いました。

右上四番についてはどうですか。

四番はメタルコアを装着しました。

それから、右上四番ないし六番の歯ですか、ブリッジの印象を採得したのは。

はい。 どの歯ですか。

.....

その日にブリッジの印象も採得したんでしょう。

はい。採得しました。

それはどの歯についてですか。

.....四番、六番ですね。

五番は。

五番も、もちろん歯がないところですけども、当然印象は必要です。

そうして、更に、暫間被覆冠をセットしたということになりますね。

はい、そうです。

この段階での暫間被覆冠は最終補綴の段階に入った上のことだと、こういうことですね。

はい、そうです。

ブリッジを装着したのは、何日のカルテ記載になってますか。

七月二十八日です。

被告指定代理人（近藤）

最初に、あなたの経歴等について若干補足してお尋ねしますが、先生が保険医療機関の指

定を受けられたのはいつごろですか。

昭和五五年七月です。

保険医の登録をされたのはいつごろでしょうか。

昭和四八年だったと思います。あなたの御専門は、いわゆる補綴学というふう
に先程おっしゃいましたが、歯周病学について特に御専門に勉強されたり、論文書かれたり
というようなことをされたことはございますか。

特には、専門には勉強はしておりません。

私のほうでも、吉田さんと阿部さんの治療の経過を中心にお尋ねいたしますけれども、そ
の前に、若干、歯周疾患についてのあなたの治療方法一般について、少しお尋ねいたします。
あなたの病院では、大体一か月に患者さんを何人くらい診ておられますか。

一六〇人か七〇人、明細書が大体そのくらいです。

そのうち歯周疾患で治療を行う患者さんの割合というのは、大体どれくらいでしょうか。

ちょっと、正確には分からないんですけども……半分くらいはいるとは思いますが
れども。

従前、歯周疾患の患者に対する治療方法として、P1型とP2型という区分がございまし
たね。

はい。

あなたの病院で、その歯周疾患の患者さんに対して治療をする場合に、この両者の割合と
いうのはどれくらいでしたか。

ちょっと、正確には分からないんですけども、私としては積極的に1型をやった
つもりです。

1型のほうが多かったというような御記憶ですか。

さあ、それはちょっと分からないですね。ただ、きちんとついてきてくれるといた
ら、ちょっと語弊があるんですけども、歯ブラシ指導にも熱心だとか、そのような条件が
整えば、やったほうが良いというふうに考えておりました。

先生が行っておられた治療で、1型と2型では、具体的にどんなような違いがあるん
でしょうか。

まず一番違うのが、治療計画書を作るか作らないかということだと思います。

1型のほうは、計画書を作って、それに沿ってやっていくところが特徴だということにな
りますか。

そうですね。もちろん、どなたも、計画を全然しないで治療に着手するということ
はないんですけども、きちんと書面で残して、書面上で患者さんに見てもらって、そうい
うようなことをやっていくというのが、やはり1型の特徴かなと思っておりました。

治療計画書には、普段、どんなような事項を記されてますでしょうか。

歯周疾患に対する治療と、それから虫歯に対する治療、あるいは補綴物に対する治療、
それらのことを記載しております。

本件では、あなたのお二人の患者さんに施した処置が、いわゆる歯周治療用装置であるか、
暫間被覆冠であるかというような、その位置付けが問題になっているわけですけども、あ
なた御自身としては、その両者の区別というのはどういうふうにご考えておられますか。

医学的には全く区別のつかないものと私は思っています。ただし、私としては、歯周疾
患に対して相当いい影響を与えるものでなければ、歯周治療用装置としては認めたく
ない。例えば、軟化ゴジスとか、マーチンに残ってる状態に入れたものは、どうし
てもマーチンが合いませんのでそういう段階で入れたものは、自分としては歯周疾
患として思いたくない。もちろんそういうのは請求しておりません。やはり、歯茎
に対していい影響を与えるという段階に

入ったものだけ、歯周治療用装置として考えておりました。

歯茎の治療というのは、比較的治療の早期の段階で行うということが多いですね。

それは、そういうふうに分けられても。というのは、歯周疾患の治療というのは、私の場合は、患者さんが、最後の、これで治療終わりましたよというときまでやっておりますので、実際は、何らかの形で、指導とか、ブランクの除去とか、そういったことでいえば、すべて、最初の段階で終わるものでない、そういうものではないと思っておりました。

必ずしも、早い段階でつけるか、後の段階になってつけるかということは、その区別の基準にはしておられないということになりますか。

何を付けるということですか。

歯周治療用装置かどうかということですがね。

それは、あくまでも、その治療方針とか、あるいは患者さんの都合とか、そういうことによるものであって、そういうことを無視して早い段階に入れることは、多分、実際の臨床では不可能だと思います。

乙第一号証を示す

これ吉田真喜子さんの平成七年六月の診療報酬明細書ですけれども、この中の処置・手術という欄がございますね。

はい。

真ん中ちょっと上のところですけども、この中のその他というところに、歯周治療用装置という記載がありますね。

はい。

あなたがこういう治療をされたという記載になっていますが、処置・手術欄の中で、点数請求されてるので、この真ん中辺りに、P処一〇×六というのがありますね。

あります。

これは、いわゆる治療後の消毒という意味でよろしいんですか。

これはですね、そのいろんなものが含まれてるというふうにはぼくは解釈。実は、青本見て、特に、こういう処置をP処と言うというふうには書いてないもんですから、むしろ、専門の方に聞かれたほうが。ただ、私としては、消毒とか、あるいは歯石を取ったりとか、あるいは歯槽膿漏の治療のときには、結構、毎回いろんなことをしなけりやならないわけですね、そういうものを全部含めて、こういう言葉が当てられてるのかなというふうには解釈してましたけれども、実際はきちんとした説明は受けたことありません。

あなたとしては、この六点、六を記載されたというのは、どういう処置をしたということで点数を請求されたんですか。

いわゆる歯槽膿漏の処置ですね。保険の規則でいう歯槽膿漏の処置です。

その隣の欄に、初期ということで、二〇〇×、四〇〇×というような記載がございますよね。

はい。

これは、いわゆるP1型の場合で、歯石除去の場合が二〇〇点、それから歯周ポケット搔爬の場合が四〇〇点というように、ものの本に書いてあるんですが、こういうような処置はやっておられないということになりますかね、この時点で。

この時点で、そうですね、記入ないですからやってないですね。ただ、P処の中には、除石をしたときも、この初期治療とか、この二〇〇点、四〇〇点というのは、いろいろな条件があって、算定できるときとできないときがたくさんあったと思うんですよ。

あなたとしては、除石をされたということも、P処一〇の中に含めて算定されてるということになるわけですか。

そうですね。簡単な除石はここに含めてた場合もありますね。

平成七年六月時点で、歯周治療用装置を装着されたということなのですが、そうすると、今あなたのおっしゃった、P処一〇として算定された簡単な歯石除外なんかを、根の治療としてこの時機にやったということになるわけですか。

根の治療として、ちょっと、意味が。

歯周治療用装置を装着されたということは、まだ根の状態に問題がある段階だったと、そういう御認識でされたわけじゃないんですか。

歯周治療用装置を入れることが、歯の根の治療が終わらなければ、結構難しいと思いますけれども。根の治療に問題があったら、むしろ、歯周治療用装置はもう少し待つ。質問の意味がちょっとおかしいような感じします。

甲八号証を示す

一九枚目から二〇枚目にかけてを示しますけれども、これ、平成七年六月六日の診療録、これが一九枚目の下のほうから記載がありますけれども、二〇枚目の真ん中より少し上のほうに、右上二番、左上一番について、歯周治療用装置、被覆冠セットという記載がありますね。

はい。

これは、このときに歯周治療用装置を装着されたということですね。

はい、そうです。

これが五〇点×三となってるから、これは三つということですか。

そうです。

これが、本件で問題の減点されたものということになるわけですね。

はい。

同じ診療録の一八枚目を示しますけれども、五月一〇日の欄に、これ、左上一番にテックという記載がありますね。

はい。

テックというのは何ですか。

暫間被覆冠です。

先程の歯周治療用装置とは、これは概念的に区別されるものですね。

.....

あなたは、先程のほうには、二〇枚目ですか、歯周治療用装置とお書きになっていて、一八枚目のこの欄にはテックという別の名称で書かれてるわけだから。

それは、この段階で入れたものは、歯周治療用装置としては私は認めたくない。

この段階とおっしゃるのは。

根の治療の際中の段階です。根の治療というのは、根の治療が終わらなければ、相当きちんとした暫間被覆冠入れることができない。この段階は、本来であれば、前歯なしで患者さんに我慢してもらわなければならないんですけれども、この患者さん、女性で、結婚を控えてると聞いてたんですけれども、とにかく、どういう形でもいいから入れ歯入れてほしいという希望があったもんですから、相当無理して入れたわけなんです。しょっちゅう取れるんですけれども。

私お尋ねしてるのは、五月一〇日のテックというのは、どういう処置をされたのかということをお尋ねしてるんですが。

暫間被覆冠としては同じものですが、歯周組織に対する治療効果ということに関しては、やはり若干不備があったと、十分ではないというものです。

五月一〇日、一一日ですね、同じページの。

それで、結局、保険請求するには忍びないということで、保険請求はしないで、テックということで装着しました。

ちよっと、よくお答えの趣旨が分からないんですが、テックというのと、先程の歯周治療用装置ね、六月六日のですね、これの区別をもう少しおっしゃっていただけますか。

これは、医学的にはそう差はないと思いますけれども、保険請求の場合は、歯周治療用装置というのは、その名前のごとく、相当きちんとしたものでなければならぬとぼくは思っていました。自分の判断といいますか、そういう意味で区別したんであって、医学的に区別できるかできないかということについては、ちよっと分からないと。

今のあなたのお答えだと、六月六日の歯周治療用装置というのは、いわゆるちやんとしたものであって、この五月一〇日とか一一日に、同じ歯につけたいわゆるテックというものは、それは、もう少し、ちやんとしてないものというかね、もう少し程度の良くないものということになるわけですか。

言葉としてはちよっと不適切だと思うんです。それしか作れない段階なものといったほうがいいと思います。根の治療の際に仮歯を入れるというのは相当至難の業でして、作ること自体が難しいわけです。本当は我慢してもらうんですけれども、やっぱりそうもいかないの、相当無理して作ってあげたんですね。

今の五月一〇日の欄、左上一番テック、それから五月一日左上一番テックとあって、甲六の一九枚目見ますと、五月二六日、二九日、三〇日、三一日、六月二日、六月五日に、今度は、右上二番についても、いわゆるテックというものを装着されてるわけですね。

はい。

それで、こういう治療を施されていて、六月六日に、更に、歯周治療用装置が同じ歯について必要になったというのは、それはどういう経緯なんでしょうか。

それは、もう、相当違うものだからです。根の治療の最中のもの、何回も来てるといいうのは、結局取れてくるんですね。どうしても十分なものを作れないもんですから、何かの拍子で取れて、つけ直して、その繰り返しをしてきたわけです。六月六日には、根の治療が終わりましたので、相当きちんとした仮歯というか、歯周治療用装置として請求して構わないものを作ることができた。

あなたの理解としては、テックというのは根の治療の際にやる仮のものということで、歯周治療用装置というのは、根の治療がある程度終わった段階できちんとしたものを入れると、そういうような理解ということですか。

まあ、公式にどうか分からないですけれども、自分の認識としては、歯周疾患に対してきちんとい影響を与えるものという認識は持ってました。

大体、私が今お聞きしたような理解をされてるということでいいわけですか。

そうですね。ただ、場面場面があると思うんです。確実に根の治療を終わらなければとか、そういうつもりはないんですけれども、やっぱり、歯茎に、あくまでもきちんとい影響を与えるものというふうな認識は持っておりました。

同じ甲六号証の二〇枚目を示しますけれども、今、あなた、六月六日の時点では根の状態がある程度良くなってたんで、歯周治療用装置を入れたというようにおっしゃいましたけれども、先程の原告さんのほうの尋問では、六月六日には、まだ根の状態に問題があったというふうにお答えになったんじゃないやありませんか。

六月六日ですか、根の問題があった。

いわゆる歯周といいますか、歯肉ですね。

歯肉に問題がなければ、歯周治療用装置は入れる必要はないので、それは、出血しやすい状態とか、そういう状況はありました。

そういう状態にはあったわけですね。

そうですね。

この二〇ページの上のほうの、歯周疾患指導管理料というところありますよね、それを見ると、発赤改善、腫脹改善、排膿改善で、全部改善に丸がついてますけれども、これを見ると、歯肉の状態というのは、この時点でもうかなり良くなっていたという記載じゃないんですか。

それは、以前より良くなったという意味で、治癒という意味ではありません。私たちは治癒と改善という言葉は区別して使ってますので。

あなたとしては、これ、前より良くなつてたという趣旨だということですか。

そうですね。

だけどもまだ歯肉の状態に問題はあったと、そういうことになるわけですか。

そうですね。歯槽膿漏は、完全に治癒するというのはなかなか判断しづらいものがありますから。冠を入れることができて、じゃあ、歯槽膿漏が治ったのかと。あくまでも、ここは印象を採るに十分どころまで回復したと、改善したというふうなことです。

今見ていただいた歯周疾患指導管理料という項目のちょっと下のほうに、右上二番と一番、左上一番、二番について、メタルコア imp という記載がありますね。

はい。

imp というのはインプレッションのことですね。

そうですね。

メタルコアというのは、欠損の大きい歯について、いわゆる土台形成をするということですよ。

はい、そうです。

そのために、印象採得をしたということですか。

はい、そうです。

つまり、型を取るというようなことですかね。

そうです。

同じページの六月一三日の欄に、銀合金メタルコアセットという記載がありますね。

はい。

これは、同じ歯について、メタルコアをセットしたという趣旨ですか。

そうです。

六月六日に、歯肉の状態に出血が見られるとか、ちょっと問題がまだ残ってたわけでしょう。

はい。

メタルコアというのは、もう、最終的な治療の前提もそれに一部入ってるわけですよ。

.....それは、メタルコアですね、相当早期に行われる場合もあるんですよ。メタルコアをセットして、その上に歯周治療用装置を、最初に、初診まではちょっと無理でしょうけれども、二、三回目あたりにそういう処置をして、それから歯周治療に入る場合もありますので、そうして何か月間かけて歯茎を治して、それから最終的な冠を印象する場合というのは結構ありますので、メタルコアの形成、印象、セットが、最終の冠と同じものというふうには、普通、解釈されません。

本件で最終の冠を入れたのはいつですか。

六月二三日ですね。

メタルコア自体は、早くやることもあるとおっしゃったけれども、最終の処置というの、その後、それほど日がたってからやってるわけじゃないですよ。

そうですね。

六月六日の段階で歯肉の状態に問題があったんだったら、もう少し、歯肉の状態の改善の様子というか、そういうのを、少し状況を見てから、最終的な処置に入るとというのが通常じゃないですか。

どういふことでしょうか、普通ではないということですか。

先程、私が、六月六日に歯肉の状態に問題があったんであれば、そのメタルコアの型を取っての最終的な治療に入るといふのは、おかしいんじゃないでしょうかといふふうにお尋ねしたのに対して、あなたのほうで、メタルコア自体は、まだ歯肉の状態が良くなってなくてもつけることはあって、ただ、その後しばらくして最終的な治療をしますと。

そういう場合もありますね。

そういうふうにおっしゃったから、だけど、このカルテを見ると、もう六月二三日には、最終的な、硬質レジンですか、前装冠、かぶせ物ですよ、それをセットされてるから、メタルコアをセットしてから、最終的な処置までに、それほど時間がたってるわけじゃないんじゃないんでしょうかといふふうにお尋ねしたところです。

それはそうです。たっていないですね。

甲第七号証を示す

阿部さんの診療録ですが、一六枚目から一七枚目にかけて、平成七年七月一二日のところを示しますが、下のほうに、歯周治療用装置という記載がありますね。

はい。

七月一二日に、歯周治療用装置をセットされたという記載ですね。

はい。

あなたの御主張だと、この日に古い冠を外したところ新たな炎症箇所が見付かったんで、その治療の一環として、歯周治療用装置をつけられたといふふうには伺ったんですが、それでよろしいですか。

古い冠の除去は、ここは外してないです。

外されたのは六日ですかね、その前。

メタルコアの除去ですね、四日ですね。

古い冠を外されましたよね、いずれ。

はい。

そしたら、炎症箇所が見付かったわけですか。

はい、そうですね。

それは歯肉の炎症ですか。

そうですね、歯肉の炎症ですね。

それは、具体的におっしゃっていただくとどういふ炎症ですか。

どういふ炎症といふのは、ちょっとあれですね。

炎症といふ、もう少しかみ砕いて言っていただくと、どういふ状態だったですか。

発赤して、歯肉の出血しやすい状態。

どの部分がですか。

冠が不適合な接触した部分を考えたほうがいいと思いますね。

このカルテの七月一二日の欄の少し上のほうに、これ、右上五部発赤ありとありますよね。

はい。

これがそうですか。今おっしゃったことですか。

そうですね。歯のないところなんですけれども、その歯茎が炎症を起こしたということですね。

(以上 三田和敏)

それ、右上の五部の歯のところに、つまり古い冠が入ってて、それを取ったら、冠が接触していた歯茎の部分が赤くなっていたということですか。

そうですね。接触していたというか、汚れが取れにくいんですね。その汚れがたまって、歯肉に炎症が、発赤していたというふうな状態だったと。

それであなたとしては、歯肉についてもう少し治療が必要だと、そういうふうに考えられたわけですか。

そうですね。

ただ、古いブリッジを外すと、そういう炎症箇所が見付かるということは、よくあることではないですか。

そうですね。非常に多いですね。

古い冠をはずせば、しばらくすると自然に治まるんじゃないでしょうか。

ええ。やはり消毒してあげたり汚れを取ったり、あるいは歯石を取ったり、そういう処置をしたほうがはるかに早く治りますね。

ところで、今の五部発赤ありという記載なんですけれども、これは写しなんでちょっと分かりにくいんですが、その上のかっこで囲まれた、ブランクは余り付着してないがうんぬんというところに比べるとやや筆跡が濃くて、筆跡も、やや、上の部分と違うようにと思われるんですけれども、これは後から書き込んだものなんですか。

はい。これは私の字です。上は、衛生士に記載させた字です。

これは、いつ書き込まれたんですか。

その日、治療が終わった後にですね、衛生士が書き終わって、その後に、チェックして私が書きました。

このカルテというのは、衛生士さんが書かれた部分と、先生が御自分で書き加えられる部分とあるわけですか。

衛生士が行った処置は極力衛生士に書かせて、そして私がチェックをしております。

今の箇所の上の部分で、発赤という箇所ありますよね。

はい。

これ、不変というところと改善というところに、両方丸がしてあるんですけども、これは、どうしてこういう記載になったんですか。

それは、中間、どちらか迷って私が付けたんだと思います。そういうときは両方付けて、微妙なところを、そういうことで表現しております。

じゃ、不変と改善の中間くらいの状態だったということですか。

ええ。両方丸でくる場合もありますし、こういう書き方をする場合もあります。

これは、後からどっちかに更に丸を付けたということじゃなくて、そのときに二つとも付けたということですか。

はい。

同じページの七月一二日の欄に、ちょっと、これも見にくいんですけども、七月一二日の欄の一番最後の行に、次とあって、**Brimp**と書いてありますよね。

はい。

この次というのは、そのあなた御自身が甲一〇号証で診療録の用語の説明を出されているんですけど、それを見ると、次回の予定を意味するというふうには書いてますけれども、それはよろしいですか。

よろしいです。

Brimpというのは、ブリッジインプレッションですか。

はい。

つまり、ブリッジの印象採得を行うという意味ですよ。

はい。

七月四日の段階で古い冠を外して、歯肉の状態に炎症が見られたということですよ。

はい。

すると、一二日に、もうブリッジの予定を次回にされているということなんですが、これは、炎症の状態をもう少し様子を見てから、ブリッジの装着に入るというようなことは、お考えになりませんでしたか。

要するに、この時点で炎症であるのに、なぜそういう予定を立てたのかということですよ。

そうです。

それは、一週間くらいで十分治るであろうという予測は、普通の歯医者であれば、つく場合とつかない場合があるわけです。この場合は、次回には恐らく治っているであろうという、あくまでも予定ですので、そういうつもりでブリッジの印象の予定をしました。もちろん、そういうふうに点検してからブリッジの印象すればいいんでしょうけれども、患者さんにアポイントするときに、次回、歯茎の審査をするだけだと、あるいは、よければブリッジの印象をしますと、あるいは、そういう説明をして、その上で書くということはありません。

七月一二日のブリッジの印象を採ったときは、炎症の状態というのは、チェックはされているわけですか。

そうですね。

どういう方法でチェックされましたか。

歯周探針を用いて、根面をなぞったり擦過したり、盲嚢の中なぞったり、あと見て、視診ですが、そういうのでチェックします。

それで、そういうふうにしてみたら炎症は治まっていたということですか、一二日の時点。

一二日は治まってはいないですね。実際に歯周治療用装置は入ってますからね。

治まってはいないわけね。

治まっているというか、印象を採れる状態ではないと思います、この段階ではね。

次回は一週間後くらいなんだけれども、この時点で治まってなくて、歯周治療用装置を付けて、一週間後くらいには印象採得ができるというようなめどは立ったんでしょうか。

普通、立ちますね。

炎症の程度が、じゃ、大したことなかったということですか。

もちろん、重症なやつは一週間では無理でしょうけれども、それは場合場合によりますね。一週間で治まる炎症と何か月も掛かる炎症と、いろいろあると思います。

同じページ七月一九日のところですけども、あなたは、一九日の日に、右上四番ないし六番のブリッジの印象採得をされているわけですね。

そうですね。やっておりますね。

この一九日の日には、検査をして、ブリッジを付けられるかどうかという歯肉の状態のチェックというのは、されているわけですか。

ええ、やっております。最終印象するときは、まず、必ずやります。普通、どなたもやられると思うんですけども。

どういうことをおやりになったのか、内容をちょっと説明していただけますか。

やはり、探針で根面をなぞったり擦過したり、あるいは盲嚢内を、出血しやすいかどうか、そういうのをチェックします。

一九日のカルテの項目を見ると、そういうことをおやりになったということは、どうも該

当する記載がないようなんですけれども、それはどうしてですか。

保険請求できないですし、普通は、書かない人が多いと思いますけれども、ただ、もちろん、ちゃんと書く人もおられると思うんですけれども、実際には、何もないということを書く人は、そう多くないと思います。

三点法のポケット検査って、ポケットの深さを測る検査がありますね。

はい。

ああいうふうな検査をやらないと、保険の三点の請求ができないという、そういう御趣旨ですか。

いえ、三点法以上やればいいと思ってましたけども。

あなたがおやりになった検査は、そういうのに該当しないから、点数として算定できないので、あえて書かれたという御趣旨ですか。

趣旨としては、三点法以上の、それよりも更にきちんとやっているつもりでございました。特に、三点法というのは深さを測るわけですね。私のは、視診もやりますし、それから接触してみますし、出血とかそういう状態を見ますので、まあ、それよりはちゃんとやっているつもりでございましたけど。

それは、いわゆる再評価検査というふうに位置付けられるわけですか。

いえ、再評価です。

再評価。

はい。再評価検査というのは、保険請求するときに使う言葉ですので、保険請求できないものについては、そういう表現は使わないです。

そういうことを、結構重要な検査をおやりになっているということであれば、カルテに書いてもしかるべきかなと思うんですが、お書きにならなかったということですか。

重要なという・・・、ごく普通に皆さんがやってる、ごく自然にやってることで、重要とか取り立てて言うのも、ちょっとおかしいような気がしますけど。どなたも冠の印象をするときには、そういうことはやっておりますので。

別に、普通にやっていることだから、あえて書かなかったということですか。

あえてという・・・、そう書く人はいない、恐らく一般化してないと思いますね、書くことは。

本件と直接のかかわりがあるかどうかは別として、カルテの記載で若干疑問があるところがあるので、二点ほどお尋ねしますけれども、

甲第六号証を示す

六枚目、このカルテの平成五年十一月六日の項目なんですけれども、適応検査という記載が上のほうにありますよね。

はい。

これで七〇点算定されているわけですね、右のほうの点数というところを見ると。

そうですね。

ただ、点数算定の要件として、通達なんかによると、プラークの付着状況とが簡単なポケット検査をした場合に、算定できるというふうになっているのは御存じですか。

はい。

実際にプラークスコア測っておられるのは、その一週間後の一三日のようなんですけれども、これはプラークスコアを測らないうちに、六日の段階で、点数を記載されているというのは、これはどういう理由からですか。

これは書いて算定して、そしてプラークスコアを取るのを忘れてて、一三日に追加してやったということです。ですから、そういう意味から言うと、まあ、間違っただけで間違

ったんですね。

六日の時点で適応検査と書いてあるけど、ポケットの深さを測る検査なんかをやっていらっしやいますか。

これは吉田真喜子さんですね。

これは吉田さんです。

やってますね、ここで。(甲六号証の二枚目の適応検査というところを見ながら)

日にちは六日にやられたのか、それも一三日にやられたのかということは、覚えておられますか。

これは六日にやったと思います。確証はないですけども、同じカルテの中でやっておりますので。この盲嚢測定は、当日やってますね。

ポケットの深さの測定は、六日にやっておられるわけですか。

そうです。

プラークの検査は忘れたので、翌週やられたと。

そうですね。

失礼なことをお聞きするようですけど、もしかして患者さんが六日であと通院しなくなったら、結局、プラークの検査をやらないまま七〇点請求されるということになりませんか。

そういう場合は、当然、削除して明細書にはもちろん書かないと。それから、その分、患者さんにお返ししなければならぬですね。

甲第七号証を示す

五枚目、平成六年一二月七日の診療録を示しますけども、ここにも、今と同じなんですけど適応検査というのが上のほうに書いてあって、七〇点算定されてますね。

はい。

これもプラークの検査自体は、同じ月の一二日にやっておられるんですけども、これも同じ経緯ですか。

そうですね。

本当は、プラークの検査をやらないと、適応検査やったということにはならないんじゃないですかね。

そうですね。

(以上 新田弘子)

盛岡地方裁判所

裁判速記官 新田弘子

裁判速記官 三田和敏